

高山小学校

1/31 村いじめ防止子ども会議に参加しました

1月31日(水)、いぶき会館で村いじめ防止子ども会議が開かれました。本校からは、児童会本部の児童が7名参加しました。中学校からも生徒会本部の生徒が7名参加しました。会議では、各学校でのいじめ防止に関する取組を発表した後に、小学生と中学生が混合の3つのグループに分かれ、それぞれのテーマに沿っていじめのない学校づくりについて考えました。グループ協議のあとに、中学校の生徒会長である栗原蓮さんから、来年度に向けての提案が発表されました。提案を共通の取組として、小中学校ともにいじめのない学校づくりに取り組んでいきたいと思えます。



2/7 薬物乱用防止教室

2月7日(水)、6年生を対象に、薬物乱用防止教室が行われました。本校の薬剤師としてお世話になっている、柴田邦彦様を講師としてお迎えし、薬物の危険性や自分の心や体を守る方法について考える、貴重な時間となりました。違法な薬物について知るとともに、日常使っている医薬品もルールを守って適切に使うことの重要性について学ぶことができました。



くらしの情報

information

国民年金

国民年金には保険料の免除制度や納付猶予制度などがあります

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除を受けた期間や、納付猶予を受けた期間中に万が一の事故で障害が残ったときや、一家の支え手が亡くなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます(一部免除の場合には、残りの保険料を納めない)と未納と同じ扱いになり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

●申請免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。

ただし、4分の3、半額

または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めない)と未納と同じ扱いになります。

●納付猶予制度

50歳未満で、本人及び配偶者の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

●学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されます。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度はともに、申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができま(失業等による理由を除く)。

※申請免除、若年者納付猶予、学生納付特例の各制度について、くわしくは年金事務所へご相談ください。

・**渋川年金事務所 代表**

(☎0279・22・1614)

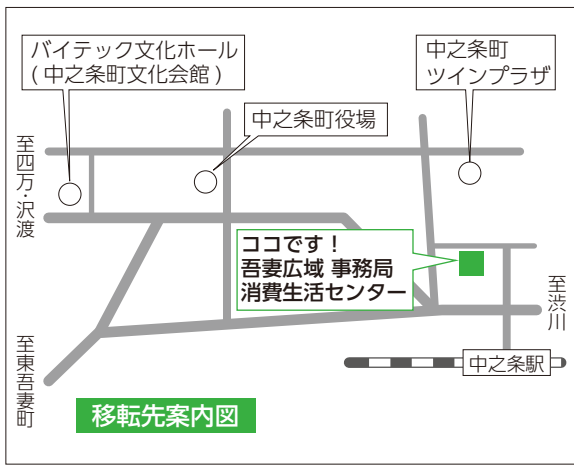
〔吾妻広域町村圏振興整備組合事務局〕
〔吾妻郡消費生活センター〕

移転のお知らせ

このたび吾妻広域町村圏振興整備組合事務局及び吾妻郡消費生活センターがバイテック文化ホール(中之条町文化会館)内から左記のとおり移転となりますので、お知らせいたします。

●移転日 令和6年4月1日(月)
●移転先

〒377-10423
吾妻郡中之条町大字伊勢町1003
番地10(旧農業共済建物)
☎0279-75-4700(変更なし)
☎0279-76-3060(変更なし)
FAX 0279-76-3060(変更なし)
e-mail: info@aga-kouiki.jp(変更なし)

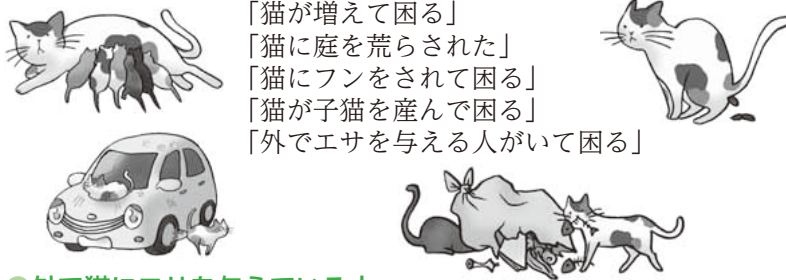


移転先案内図

《お問い合わせ先》
吾妻広域町村圏振興整備組合事務局
庶務係 吉田
☎0279-75-4700

猫によるトラブルが増えています

こんな苦情が地域住民から多数寄せられています。



- 「猫が増えて困る」
- 「猫に庭を荒らされた」
- 「猫にフンをされて困る」
- 「猫が子猫を産んで困る」
- 「外でエサを与える人がいて困る」

●外で猫にエサを与えている人へ

猫によるトラブルは他人に迷惑をかけないように管理(エサ、トイレなど)しましょう! エサやりにはマナーがあります! マナー違反は、周辺住民の不満の矛先を猫に向けてしまいます。



動物愛護センター 保護管理係
☎0270-75-1718
《お問い合わせ先》
高山村役場 住民課
☎0279-26-7953(直通)

令和6年
3月1日から

市区町村の窓口での

戸籍の証明書の請求が便利になります

1 どこでも
本籍地が遠くにある方も、最寄りの市区町村の窓口で請求できます!

2 まとめて
ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にもまとめて請求できます!

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減
令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

法務省民事局

ほかに便利な制度が始まるよ!

制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正 検索 印刷 印刷中

【群馬県自動車税事務所からのお知らせ】

自動車の登録手続きはお済みですか？

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車の所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に納付いただく税金です。

●次のような場合には、令和6年3月31日(日)までに、運輸支局で必ず手続きを行ってください。

- 【変更登録】 …… 住所、氏名に変更があった場合
 - 【移転登録】 …… 自動車を下取りに出したり、他の人に譲渡した場合
 - 【抹消登録】 …… 自動車を使用しなくなった、または使用不能である場合
- ※登録手続きを委託した場合は、手続きが済んでいるか再度御確認ください。

《お問い合わせ先》
自動車税(種別割)について 群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343
群馬県吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300
自動車登録について 関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021

※軽自動車、バイクには軽自動車税が課税されます。軽自動車税については、町村役場にお問い合わせください。

令和6年度国税専門官採用試験要綱

概要

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官(国家公務員)を募集します。

受験資格

- 平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれの者
- 平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - 大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験区分

国税専門A(法文系)、国税専門B(理工・デジタル系)

申し込み方法等

○次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



〈人事院 採用情報NAVI〉

○受付期間

令和6年2月22日(木)午前9時～3月25日(月) [受信有効]

○試験日

第1次試験日 令和6年5月26日(日)
 第2次試験日 令和6年6月24日(月)～7月5日(金)
 のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

○問い合わせ先

- インターネット申し込みに関する問い合わせ
 人事院人材局試験課 ☎03-3581-5311 内線2332
 午前9時から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)
- 上記以外の問い合わせ
 関東信越国税局人事第二課試験係
 ☎048-600-3111 内線2097
 午前8時30分から午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)



令和6年度 自衛官募集案内



募集種目	資格	受付期間(締切日必着)	試験日	試験会場	合格発表
幹部候補生 大卒程度試験	22歳以上26歳未満の者 (20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)、修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の者)	第1回 3月1日～4月12日 第2回 4月24日～6月13日 (飛行要員除く。)	第1回 1次: 4月20日・21日 (21日は飛行要員のみ) 第2回 1次: 6月22日	1次: 前橋市内(予定)	第1回 1次: 5月17日 第2回 1次: 7月18日 (1次合格者に2次試験等の連絡があります。)
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者 (細部お問い合わせください。)	3月1日～5月7日	1次: 5月17日～19日 *いずれか1日を指定されます。	前橋市内及び太田市内(予定)	1次: 6月6日 (1次合格者に2次試験等の連絡があります。)
予備自衛官補 一般・技能	18歳以上52歳未満の者 (技能については18歳以上55歳未満 細部お問い合わせください。)	1月22日～4月11日	4月12日～13日間でWeb試験 4月14日 面接、身体検査	新町駐屯地(予定)	5月29日
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者 (細部お問い合わせください。)	年間を通じて行っています	受付時又は自衛隊地方協力本部のHPにてお知らせします。	相馬原駐屯地 新町駐屯地	試験時にお知らせします。

その他、院卒者・歯科・薬剤科卒者(見込含)試験もあります。お問い合わせください。



自衛隊群馬地方協力本部 沼田地域事務所
 自衛隊群馬地方協力本部

☎0278-23-4111
 ☎027-221-4471



〈公式HP〉



カーボンニュートラル通信(3月号)
 【ガスコンロの省エネ】

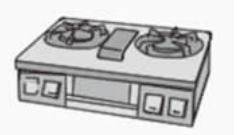
日の出の時間も早くなり、春を感じるようになってきました。今月号は「ガスコンロ」の省エネについてご紹介いたします。

お鍋を使用する際は、鍋の水滴をふき取ってからコンロにかけましょう。底が濡れたままだと、水を蒸発させるのに、余分なエネルギーが必要になります。また、鍋やかんは丸い底のものより、平たい底の方が熱効率がよく、省エネにつながります。コンロに火を点火するのは、鍋やかんをのせてからにしましょう。

炎がなべ底からはみ出さないように調節をすると、年間で約1,000円のガス代の節約、5.3kgのCO₂排出削減につながります。コンロは毎日使うものなので、こまめな対応を心がけましょう。

《お問い合わせ先》

高山村カーボンニュートラル推進協議会
 (事務局: 地域振興課)
 ☎0279-63-2111(内線21)



出典: 資源エネルギー庁

3月の星空

○星図の説明

15日午後8時の星空です。
 月初めの午後9時、月末の午後7時にも同じ星空になります。(「月」を除く)

